

ボーナスポイント機能利用規約

第1条 (本規約の適用)

1. 株式会社U S E N (以下「当社」といいます。)は、ボーナスポイント機能利用規約 (以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき「ヒトサラ」の加盟店向けの機能として、ボーナスポイントを付与する機能 (以下「ボーナス機能」といいます。)を提供します。
2. 本規約は、ボーナス機能の利用に関する当社とボーナス機能利用加盟店 (第2条で定義します。)との間の権利義務関係の設定を目的とし、当社とボーナス機能利用加盟店との間のボーナス機能の利用にかかわる一切の關係に適用されます。当社は、ボーナス機能利用加盟店が本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したことを前提に、ボーナス機能を提供します。ボーナス機能利用加盟店は、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意のうえで、ボーナス機能を利用するものとします。
3. 本規約の定めと当社が別途定める「ヒトサラ加盟店規約」(以下「加盟店規約」といいます。)または「ヒトサラ即時予約機能特記事項」(以下「即時予約機能特記事項」といいます。)の定めが矛盾または抵触するときは、本規約、即時予約機能特記事項、加盟店規約の順で優先して適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、加盟店規約および即時予約機能特記事項に定めるほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の意味
ボーナス機能利用契約	本規約の規定に基づき、本機能利用加盟店と当社との間に成立するボーナス機能の利用に関する契約
ボーナス機能利用加盟店	ボーナス機能利用契約を当社と締結した本機能利用加盟店
期間限定ポイント	本規約に従いボーナス機能利用加盟店が設定した条件により、当社が利用者に対し上乗せして付与するポイント
通常ポイント	期間限定ポイント以外のポイント
倍率引き上げ期間	期間限定ポイントの付与を受けるために利用者が予約をすべき期間

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載その他の当社所定の方法によりボーナス機能利用加盟店に周知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降にボーナス機能利用加盟店がボーナス機能を利用したときは、ボーナス機能利用加盟店は、本規約の変更に異議なく同意したものとみなします。

第4条 (ボーナス機能利用契約の単位)

ボーナス機能利用契約は、ボーナス機能の利用を希望する加盟店ごとに締結するものとします。

第5条（ボーナス機能利用契約の締結）

1. ボーナス機能の利用を希望する加盟店は、本規約のすべての適用に同意のうえ、管理者ページ内の当社所定のウェブページにおいて利用の申込みをするものとします。
2. 前項の申込み後、登録完了した旨が表示された時に、加盟店と当社との間にボーナス機能利用契約が成立します。
3. 第1項の申込みをすることができる加盟店は、本機能利用加盟店（即時予約機能特記事項に定める利用契約を締結している加盟店をいいます。）に限ります。

第6条（有効期間）

ボーナス機能利用契約は、その成立日から効力を生じ、利用契約が終了（解約、解除その他終了事由を問いません。）することによって終了するものとします。

第7条（ボーナス機能の内容）

1. 本件ボーナス機能の内容は、次に定めるとおりです。
 - ① 当社は、ボーナス機能利用加盟店が加盟店の管理者ページにおいて倍率引き上げ期間を設定したときは、その加盟店ページその他ヒトサラ（当社が運営するヒトサラのためのウェブサイト（<https://hitosara.com/>）およびアプリをいいます。以下同じ。）内の当社所定の場所に、その加盟店の予約および利用をすることにより期間限定ポイントの付与を受けられることを宣伝します。
 - ② 当社は、ボーナス機能利用加盟店が定めた倍率引き上げ期間内にその加盟店ページでヒトサラ即時予約（即時予約機能特記事項に定める予約受付機能を用いた予約をいい、仮予約を除きます。）を利用して予約をした利用者が、その予約内容に従い加盟店を利用したときは、その利用者に対し、通常ポイントに加え期間限定ポイントを付与します。
 - ③ ボーナス機能利用加盟店は、当社が前号に従い期間限定ポイントを付与したときは、第1号に定める宣伝の対価（以下「宣伝費」といいます。）として、付与した期間限定ポイント1ポイントにつき1円で計算した金額を当社に支払うものとします。
2. 期間限定ポイントには、次に掲げる制限その他注意事項があります。
 - ① 期間限定ポイントは、通常ポイントと合計してその5倍（期間限定ポイントのみでは通常ポイントの4倍）またはその10倍（期間限定ポイントのみでは通常ポイントの9倍）に限られること。
 - ② 利用者は、「ヒトサラ POINT サービス利用規約」の規定にかかわらず、期間限定ポイントをポイント割引予約に限り利用できること。
 - ③ 利用者が1日に2回以上の予約をした場合（他のボーナス機能利用加盟店の倍率引き上げ期間内にその加盟店へ予約をした場合を含みます。）には、最初の予約のみが期間限定ポイントの付与の対象になること。
 - ④ 利用者が予約した人数を増やした場合には、その増えた人数は通常ポイントの付与の対象になり、期間限定ポイントの付与の対象外になること。
 - ⑤ 利用者が予約した人数を減らした場合には、減少後の人数が期間限定ポイントの付与の対象

になること。

- ⑥ 来店した利用者の人数が予約された人数未満であったにもかかわらず、ボーナス機能利用加盟店が、その来店日の属する月の翌月2日までに管理者ページにて予約人数を修正しないときは、予約人数分の期間限定ポイントが利用者に付与されること。
 - ⑦ 期間限定ポイントの有効期限は、その付与が確定した来店日の属する月の翌々月末日までであること。
 - ⑧ 利用者がポイント割引予約にポイントを利用するときは、有効期限の近い期間限定ポイント、通常ポイントの順に充当されます。
 - ⑨ 利用者の行為が、当社の定める「ヒトサラ会員及びヒトサラ即時予約利用規約」、「ヒトサラ POINT サービス利用規約」その他ポイントに関する規定に定める、通常ポイントの付与の対象外となる場合またはその付与が取り消される場合に該当するときは、期間限定ポイントも付与の対象外となり、またはその付与が取り消されること。
3. 当社は、その裁量により、ボーナス機能利用加盟店に対する事前の通知なく、いつでも、ボーナス機能の機能追加、品質維持および品質向上を目的として、ボーナス機能の全部または一部を変更できるものとします。
 4. 当社は、ボーナス機能の変更により、変更前と同等の機能およびサービス内容が維持されることを保証しません。

第8条（宣伝費の支払い）

1. ボーナス機能利用加盟店は、利用者の来店人数、キャンセル等の来店状況を正確に把握し、毎月末日締め翌月2日までに管理者ページにてその登録（以下「来店実績確認といいます。」）を行うものとします。
2. 当社は、前項の来店実績確認後翌3日までに付与が確定した期間限定ポイントを集計して宣伝費を計算し、同月末日までにボーナス機能利用加盟店に当社所定の方法で請求するものとします。
3. ボーナス機能利用加盟店は、加盟契約の定めに従い、宣伝費を当社指定の金融機関口座に振り込む方法により当社に支払うものとします。なお、振込手数料は、ボーナス機能利用加盟店の負担になります。
4. 利用者が期間限定ポイントをポイント割引予約に利用したときについては、その性質に反しない限り、即時予約機能特記事項第4条および第5条の規定を準用します。
5. 当社は、宣伝費その他金銭債権をボーナス機能利用加盟店に対し有するときは、弁済期であるか否かを問わず、いつでもその金銭債権と前項に基づく支払いその他のボーナス機能利用契約または利用契約に基づき生じたボーナス機能利用加盟店に対する金銭債務とを対当額で相殺することができるものとします。

第9条（加盟店規約の準用）

加盟店規約第7条（加盟契約の成立）第2項および第3項、同規約第17条（加盟者による解約）、同規約第18条（当社による加盟契約の解約および期限の利益喪失）、同規約第19条（加盟契約終了後の取扱い）、同規約第20条（禁止事項）、同規約第22条（本サービスの一時中断・停止）、同規約第23条（本サービスの廃止）、同規約第24条（免責等）、同規約第25条（損害賠償等）、

同規約第 26 条（権利譲渡）、同規約第 27 条（個人情報の取扱い）、同規約第 28 条（反社会的勢力排除に関する表明保証等）ならびに同規約第 29 条（準拠法、合意管轄裁判所）の規定は、その性質に反しない限り、ボーナス機能の取扱いおよびボーナス機能利用契約に基づく当社またはボーナス機能利用加盟店の権利義務について準用します。

付則

2021 年 3 月 1 日制定

2022 年 6 月 16 日改定

2024 年 9 月 1 日改定 ※株式会社 U S E N M e d i a の飲食店向けグルメサイト関連事業を株式会社 U S E N が吸収合併により承継

2026 年 3 月 12 日改定